



埼玉県報

号外第 16 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 18 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)における立候補予定者説明会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)における選挙時登録の登録基準日等(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

- 一 日時 平成二十九年八月三日 午後一時三十分
- 二 場所 さいたま市大宮区役所六階大会議室

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

平成二十九年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十九年八月十七日

（ただし、年齢については平成二十九年八月二十七日）

二 登録日 平成二十九年八月十七日

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、八月十八日とする。

平成二十九年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治